



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

▽神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則  
 [福祉局国保年金医療課] 1438

## 告示

▽土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定  
 [環境局環境保全課] 1439

▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の告示事項の一部変更（独立行政法人 理化学研究所）  
 [行財政局税務部市民税課] 1440

▽神戸港内公有水面埋立の竣工の認可  
 [港湾局経営課] 1441

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（松が枝町自治会）  
 [企画調整局参画推進課] 1442

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（神戸北町大原1丁目自治会）  
 [企画調整局参画推進課] 1443

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（神和台自治会）  
 [企画調整局参画推進課] 1445

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（星和台連自治会）  
 [企画調整局参画推進課] 1445

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（藤原台北町自治会）  
 [企画調整局参画推進課] 1446

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（舞多間みついけ南倶楽部）  
 [企画調整局参画推進課] 1447

▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局東部建設事務所] 1447

▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局中部建設事務所] 1450

▽指定納付受託者の指定（ソニーペイメントサービス株式会社）[企画調整局参画推進課] 1453

▽ポートアイランド（第2期）市民農園管理運営業務における利用料の徴収事務の委託  
 [都市局内陸・臨海計画課] 1454

▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局西建設事務所] 1454

▽利用料金の承認（デザイン・クリエイティブセンター神戸）[企画調整局参画推進課] 1455

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 住吉川右岸線ほか）  
 [建設局道路管理課] 1456

## 公告

▽建築協定に加わる意思表示及び建築協定書の縦覧（北区：日生鈴蘭台ニュータウン第3地区建築協定）  
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1457

▽事業計画の変更（神戸国際港都建設事業垂水中央東地区第一種市街地再開発事業）  
 [都市局地域整備推進課] 1457

▽土地地区画整理法による書類の送付に代わる書類の内容の掲示 [都市局地域整備推進課] 1458

▽開発行為に関する工事の完了（東灘区御影山手3丁目） [都市局都市計画課] 1458

規 則
-----

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第12号

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年5月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和4年9月30日</u> とする。	神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和4年6月30日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示
-----

**神戸市告示第224号**

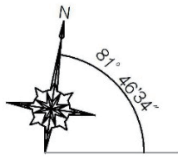
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和4年6月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
東灘区向洋町西6丁目13番5の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物

別図

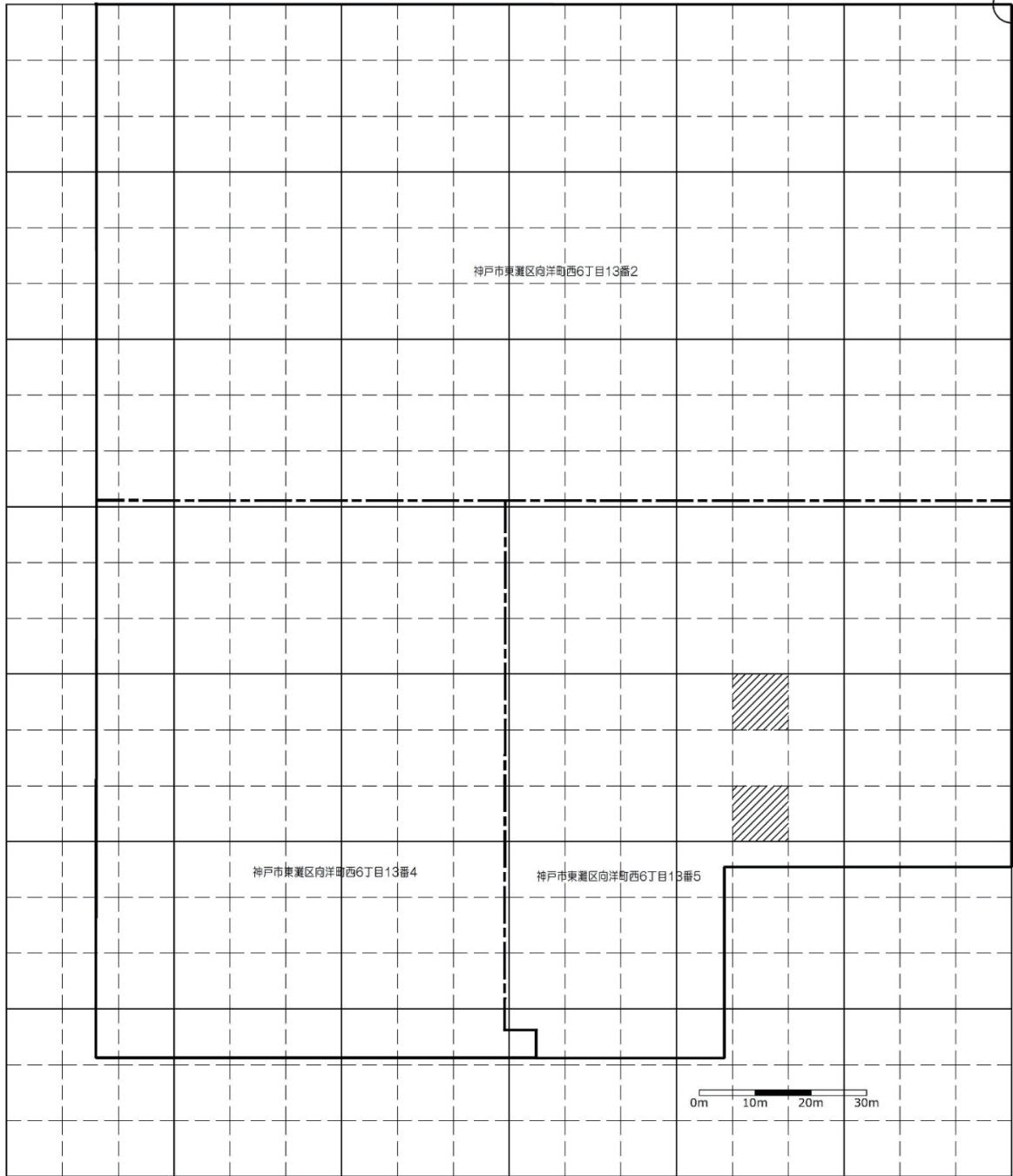


<格子の回転角度>  
 81° 46' 34"  
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m又は30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

起点は神戸市東灘区向洋町西6丁目13番2の最北端の地点とする。

凡例

- 敷地境界
- - - 筆境界
- 起点
- ▨ 形質変更時要届出区域



神戸市告示第225号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、平成25年8月16日付け神戸市告示第346号で、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法

人として指定した法人より、告示事項の一部変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年6月13日

神戸市長 久元 喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20130011	平成25年8月8日 (平成25年1月1日以後 に支出された寄附金)	独立行政法人 理化学研究所 代表者 理事長 野依 良治 神戸市中央区港島南町2丁目2番3号
変更事項及びその内容		
<p>(1) 名称 「独立行政法人 理化学研究所」を「国立研究開発法人 理化学研究所」に改める。</p> <p>(2) 代表者の氏名 「代表者 理事長 野依 良治」を「代表者 理事長 五神 真」に改める。</p>		

**神戸市告示第246号**

令和4年4月8日付けで申請のあった神戸港内公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣工については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおり認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月15日

神戸港港湾管理者 神戸市  
代表者 神戸市長 久元 喜造

1 竣工認可の年月日

令和4年6月2日

2 竣工認可を受けた者の名称、住所及びその代表者の氏名

(1) 竣工認可を受けた者の名称

神戸市

(2) 竣工認可を受けた者の住所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(3) 竣工認可を受けた者の代表者の氏名

神戸市長 久元 喜造

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 埋立区域の位置

神戸市兵庫区中之島1丁目21番地、22番地及び99番地の1に接する無番地に存する岸壁敷並びに同区中之島1丁目122番地及び122番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区築地町28番地及び33番地に接する無番地に存する物揚場敷の地先公有水面

(2) 埋立区域の区域

次の①の地点から②の地点まで結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成31年春分の満

潮位（K.P.+1.95メートル）における公有水面と既設の岸壁の境界線、③の地点と④の地点及び④の地点と⑤の地点及び⑤の地点と⑥の地点及び⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成31年春分の満潮位（K.P.+1.95メートル）における公有水面と既設物揚場の境界線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成31年春分の満潮位（K.P.+1.95メートル）における公有水面と既設物揚場との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 基点（三級基準点10A45，北緯34度39分59秒61424，東経135度10分48秒69780）から306度01分33秒  
227.561メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から98度58分34秒  
188.876メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から205度28分59秒  
114.044メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から272度58分10秒  
5.135メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から182度47分40秒  
4.000メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から272度47分26秒  
135.169メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から2度47分40秒  
4.000メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から272度47分24秒  
3.000メートルの地点

(3) 埋立区域の面積

19,861.68平方メートル

4 埋立の免許の年月日及び番号

(1) 埋立ての免許の年月日

令和元年12月11日

(2) 埋立ての免許の番号

神港み経許1第819号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

神戸市

---

神戸市告示第247号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
松が枝町自治会
- (2) 主たる事務所  
神戸市北区松が枝町3丁目1番地の88
- (3) 代表者の氏名  
松尾 毅陸
- (4) 代表者の住所  
神戸市北区松が枝町2丁目8番地の9

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名  
「小島 芳敬」を「松尾 毅陸」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「神戸市北区松が枝町1丁目14番地の1」を「神戸市北区松が枝町2丁目8番地の9」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月24日

---

**神戸市告示第248号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
神戸北町大原1丁目自治会
- (2) 主たる事務所  
神戸市北区大原1丁目7番2号
- (3) 代表者の氏名  
赤松 ユカ（旧姓名：立原 ユカ）
- (4) 代表者の住所  
神戸市北区大原1丁目16番10号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 平成27年4月1日に変更があった事項及びその内容
  - ア 代表者の氏名  
「犬窪 まゆみ」を「越本 美代子」に改める。
  - イ 代表者の住所

- 「神戸市北区大原1丁目9番20号」を「神戸市北区大原1丁目18番3号」に改める。
- (2) 平成28年4月1日に変更があった事項及びその内容
- ア 代表者の氏名  
「越本 美代子」を「仲 肖美」に改める。
- イ 代表者の住所  
「神戸市北区大原1丁目18番3号」を「神戸市北区大原1丁目4番11号」に改める。
- (3) 平成29年4月1日に変更があった事項及びその内容
- ア 代表者の氏名  
「仲 肖美」を「前田 昌秋」に改める。
- イ 代表者の住所  
「神戸市北区大原1丁目4番11号」を「神戸市北区大原1丁目2番16号」に改める。
- (4) 平成30年4月1日に変更があった事項及びその内容
- ア 代表者の氏名  
「前田 昌秋」を「安原 寿美子」に改める。
- イ 代表者の住所  
「神戸市北区大原1丁目2番16号」を「神戸市北区大原1丁目17番7号」に改める。
- (5) 平成31年4月1日に変更があった事項及びその内容
- ア 代表者の氏名  
「安原 寿美子」を「堀 晶彦」に改める。
- イ 代表者の住所  
「神戸市北区大原1丁目17番7号」を「神戸市北区大原1丁目22番14号」に改める。
- (6) 令和2年3月22日に変更があった事項及びその内容
- ア 代表者の氏名  
「堀 晶彦」を「池田 智子」に改める。
- イ 代表者の住所  
「神戸市北区大原1丁目22番14号」を「神戸市北区大原1丁目16番1号」に改める。
- (7) 令和3年3月14日に変更があった事項及びその内容
- ア 代表者の氏名  
「池田 智子」を「山田 啓子」に改める。
- イ 代表者の住所  
「神戸市北区大原1丁目16番1号」を「神戸市北区大原1丁目23番7号」に改める。
- (8) 令和4年4月1日に変更があった事項及びその内容
- ア 代表者の氏名  
「山田 啓子」を「赤松 ユカ（旧姓名：立原 ユカ）」に改める。
- イ 代表者の住所  
「神戸市北区大原1丁目23番7号」を「神戸市北区大原1丁目16番10号」に改める。
-



**神戸市告示第249号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

神戸市長 久元喜造

## 1 届け出た地縁による団体

## (1) 名称

神和台自治会

## (2) 主たる事務所

神戸市西区学園東町7丁目128番

## (3) 代表者の氏名

保科 登志子

## (4) 代表者の住所

神戸市垂水区神和台1丁目6番地の11

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 令和3年4月25日に変更があった事項及びその内容

## ア 代表者の氏名

「長谷川 つや子」を「徳田 道典」に改める。

## イ 代表者の住所

「神戸市垂水区神和台2丁目2番地の10」を「神戸市垂水区神和台1丁目6番地の2」に改める。

## (2) 令和4年4月24日に変更があった事項及びその内容

## ア 代表者の氏名

「徳田 道典」を「保科 登志子」に改める。

## イ 代表者の住所

「神戸市垂水区神和台1丁目6番地の2」を「神戸市垂水区神和台1丁目6番地の11」に改める。

**神戸市告示第250号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

神戸市長 久元喜造

## 1 届け出た地縁による団体

## (1) 名称

星和台連合自治会

- (2) 主たる事務所  
神戸市北区星和台6丁目28番地の14
- (3) 代表者の氏名  
中野 良子
- (4) 代表者の住所  
神戸市北区星和台7丁目3番地の1

## 2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名  
「新井 忠吉」を「中野 良子」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「神戸市北区星和台1丁目2番地の25」を「神戸市北区星和台7丁目3番地の1」に改める。

## 3 変更の年月日

令和4年4月24日

---

### 神戸市告示第251号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
藤原台北町自治会
- (2) 主たる事務所  
神戸市北区藤原台北町2丁目8番1号
- (3) 代表者の氏名  
梶井 陽一郎
- (4) 代表者の住所  
神戸市北区藤原台北町3丁目16番13号

## 2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名  
「井上 忠明」を「梶井 陽一郎」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「神戸市北区藤原台北町3丁目12番4号」を「神戸市北区藤原台北町3丁目16番13号」に改める。

## 3 変更の年月日

令和4年5月8日

**神戸市告示第252号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

神戸市長 久元喜造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

舞多聞みつけ南倶楽部

**(2) 主たる事務所**

神戸市垂水区舞多聞東2丁目3番2号

**(3) 代表者の氏名**

丸山 洋

**(4) 代表者の住所**

神戸市垂水区舞多聞東2丁目3番2号

**2 変更があった事項及びその内容****(1) 主たる事務所の所在地**

「神戸市垂水区舞多聞東2丁目8番8号」を「神戸市垂水区舞多聞東2丁目3番2号」に改める。

**(2) 代表者の氏名**

「笹倉 修」を「丸山 洋」に改める。

**(3) 代表者の住所**

「神戸市垂水区舞多聞東2丁目8番8号」を「神戸市垂水区舞多聞東2丁目3番2号」に改める。

**3 変更の年月日**

令和4年5月22日

**神戸市告示第255号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月28日

神戸市長 久元喜造

**1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、**

及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

## 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

## 3 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで午後3時から午後7時まで

イ 土曜日午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

## 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

## 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年5 月9日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建 設事務所 電話854-2191
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 2台		
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域		
撰津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台			
青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台			
魚崎駅周辺	自転車 2台			

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	新在家駅周辺	自転車	5台	令和4年5 月13日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺	自転車	4台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	阪急御影駅周辺	自転車	0台	令和4年5 月18日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	深江駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	魚崎駅周辺	自転車	2台	令和4年5 月18日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	J R住吉駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	J R住吉駅周辺	自転車	4台	令和4年5 月19日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	大石駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	王子公園駅周辺	自転車	4台	令和4年5 月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	11台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	六甲駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	5台	令和4年5 月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	青木駅周辺	自転車	4台	令和4年5 月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	

稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘区管内	自転車	14台	令和4年5 月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺	自転車	6台	
		自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	
	阪急御影駅周辺	自転車	5台	
		自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	東灘区管内	自転車	33台	令和4年5 月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	JR住吉駅周辺	自転車	2台	
		自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	
	摂津本山駅周辺	自転車	2台	
		自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	

### 神戸市告示第256号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相

当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先三宮保管所	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 70台 原動機付自転車 0台	令和4年5月6日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話511-0515
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 28台 原動機付自転車 0台	令和4年5月7日	
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 43台 原動機付自転車 0台	令和4年5月9日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和4年5月10日	
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和4年5月11日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 56台 原動機付自転車 2台	令和4年5月17日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺自転車等放	自転車 41台	令和4年5		

	置禁止区域	原動機付自転車 1台	月19日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 0台	令和4年5月20日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	中央区長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 1台	令和4年5月21日
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 59台 原動機付自転車 3台	令和4年5月23日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 2台	令和4年5月26日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 45台 原動機付自転車 1台	令和4年5月27日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	中央区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和4年5月28日
兵庫区湊町1丁目35	兵庫区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和4年5月10日



湊町保管所	神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和4年5月18日
	新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
	和田岬駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 17台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 2台	令和4年5月21日	
神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和4年5月25日
	兵庫駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 51台 原動機付自転車 1台	令和4年5月28日	
神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 27台 原動機付自転車 0台	令和4年5月30日
	新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 1台	
	駐輪場内	自転車 5台 原動機付自転車 0台	

### 神戸市告示第257号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者  
東京都港区高輪1-3-13 NBF高輪ビル6階  
ソニーペイメントサービス株式会社  
代表者 代表取締役社長 中村 英彦
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等  
クレジットカード決済を利用して納付するふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日  
令和4年6月30日

#### 神戸市告示第258号

地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第158条第1項の規定により、ポートアイランド(第2期)市民農園の管理運営業務における利用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 受託者  
東京都武蔵野市境2丁目7番1号2階  
株式会社ファクティブ  
代表取締役社長 丸山 照彦
- 2 委託年月日  
令和4年5月19日

#### 神戸市告示第259号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。  
別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)
- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

ウ 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話992-3763	西神中央駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 2台	令和4年5月10日	西区玉津町今津字宮の西333番地の1建設局西建設事務所 電話912-3750
	西神南駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 1台	令和4年5月24日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 9台	令和4年5月26日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話795-4618	学園都市駅周辺自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 1台	令和4年5月12日	

神戸市告示第260号

デザイン・クリエイティブセンター神戸条例（平成24年3月30日条例第19号。以下「条例」という。）の規定により、デザイン・クリエイティブセンター神戸（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を受けたデザイン・クリエイティブセンター運営共同事業体が、その収入として収受するセンターの利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）について、条例第13条第3項及び第4項の規定により承認したので、同条第5項の規定により次のとおり告示す

る。なお、条例第13条第2項に係る料金については、令和4年4月1日付神戸市告示第29号のとおりである。

令和4年6月28日

神戸市長 久元喜造

## 1 利用料金の額

(1) 駐車場の利用料金は、以下のとおりとする。

利用種別		利用料金	
一時利用	平日7～22時	100	円/30分
	休日7～22時	100	円/30分
	夜間22～翌7時	50	円/30分
1日あたりの上限額	平日	800	円/日・回
	休日	1,000	円/日・回
平日昼間定期駐車券		9,000	円/月
昼間定期駐車券		11,000	円/月
全日定期駐車券		13,000	円/月
軽自動車区画全日定期駐車券		9,000	円/月

## 2 施行日

令和4年7月1日とする。

## 神戸市告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年6月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年7月12日まで一般の縦覧に供する。

令和4年6月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	住吉川右岸線	神戸市東灘区住吉本町1丁目 313番1地先から	新	162.20	最大 15.10 最大 13.60
		神戸市東灘区住吉本町1丁目 313番7地先まで	旧	162.20	最大 14.70 最大 13.00
市道	東灘山手19号線	神戸市東灘区住吉本町3丁目 301番1地先から	新	189.30	最大 12.80 最大 11.40

		神戸市東灘区住吉本町3丁目 301番3地先まで	旧	189.30	最大 12.30 最大 11.40
市道	東灘山手133 号線	神戸市東灘区御影町3丁目 324番22地先から	新	260.60	最大 11.00 最大 4.10
		神戸市東灘区御影町3丁目 317番4地先まで	旧	260.60	最大 11.00 最大 4.00
市道	東灘山手134 号線	神戸市東灘区御影町3丁目 317番2地先から	新	92.90	最大 5.10 最大 4.00
		神戸市東灘区御影町3丁目 317番2地先まで	旧	92.90	最大 4.80 最大 3.40

公 告

**神戸市公告第87号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により日生鈴蘭台ニュータウン第3地区建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和4年6月10日

神戸市長 久元喜造

**神戸市公告第90号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、神戸国際港都建設事業垂水中央東地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月15日

神戸市長 久元喜造

- 1 再開発組合の名称  
垂水中央東地区市街地再開発組合
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称  
第一種市街地再開発事業  
神戸国際港都建設事業垂水中央東地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間

変更前 令和2年8月から令和8年3月まで

変更後 令和2年8月から令和8年12月まで

4 施行地区

神戸市垂水区神田町6番外

5 事務所の所在地

神戸市垂水区陸ノ町1番2-401号室

6 設立認可の年月日

令和2年8月14日

7 事業計画の変更の認可の年月日

令和4年6月10日

### 神戸市公告第91号

次に掲げる土地区画整理事業の施行に関して、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第133条第1項の規定により施行者が書類の送付に代えてその書類の内容の公告をするにあたり、同条第2項において準用する法第77条第5項の規定により施行者から公告すべき内容の通知があったので、同項の規定により次のとおり掲示がされている旨を公告します。

令和4年6月16日

神戸市長 久元喜造

1 土地区画整理事業の名称及び施行者

宇都宮都市計画事業

高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業

施行者 高根沢町

代表者 高根沢町長 加藤 公博

2 掲示内容

次の表に掲げる者に対する法第103条第1項の規定による換地処分通知の内容

書類の送付を受けるべき者	
氏名	判明している最後の住所
浅野 薫	兵庫県神戸市中央区若菜通5丁目2番4号青葉マンション504

3 掲示の場所

栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2280番地2所在の掲示板

### 神戸市公告第94号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭

和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告します。

令和4年6月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市東灘区御影山手3丁目213番15、213番39
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡県北九州市小倉北区馬借2丁目6番8号  
第一交通産業株式会社  
代表取締役 田中 亮一郎
- 3 許可番号  
令和2年10月29日 第7072号  
(変更許可 令和3年3月10日 第1435号)  
(変更許可 令和4年5月24日 第1486号)

